

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	理容師の業務停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	理容師法第 10 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	理容師法第 6 条の 2、第 9 条、第 10 条第 2 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、理容師が法第 6 条の 2 (理容所以外における営業の禁止) 若しくは第 9 条 (理容を行う場合に講ずべき措置) の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 37 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	理容所の閉鎖命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	理容師法第 14 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	理容師法第 10 条第 2 項、第 11 条の 4、第 12 条、第 14 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、理容所の開設者が、法第 11 条の 4 (管理者の設置) 若しくは第 12 条 (理容所について講ずべき措置) の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは法第 10 条第 2 項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 37 第 6 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日